



## 〈紹介〉19世紀末期イギリスの選挙運動 : オストゴロスキーの観察による実態研究の紹介

犬童, 一男

---

(Citation)

神戸法学年報, 5:253-306

(Issue Date)

1989

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005116>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005116>



# 19世紀末期イギリスの選挙運動

—オストゴロスキーの観察による実態研究の紹介—

犬 童 一 男

- I オストゴロスキーの英国政党・選挙の研究について
- II 候補者と選挙運動（抄訳）
- III 腐敗選挙と政党組織（抄訳）

付 表

## I オストゴロスキーの英国政党・選挙の研究について

はじめに

リクルート事件以来わが国では政治改革が主たる争点の一つとなり、これを巡る論議がさかんである。そもそも戦後の日本で頻発した政治家たちの大小さまざまな疑獄ないし疑惑は、選挙に巨額の金を要する金権腐敗選挙の現実から発生する性格を濃厚に帯びているので、政治改革の焦点は勿論、選挙制度の改革ということになる。そうした中で政界は勿論、財界からも学界からも大いに参考にされるべきものとみなされてきたのが、1883年に自由党のグラッドストーン内閣の下で制定された腐敗・違法行為防止法である。普通、腐敗防止法と呼ばれるこの法は選挙法であるが、30年余り後にはほぼ完璧に目的を達し、第2次大戦後には現在の金のかからない理想選挙の状態を生み出すことに寄与したからである。

ただしこれは、買収や供応等の腐敗が消滅し、法定選挙費用がまぎれもなく

遵守されているという意味であり、小選挙区単純多数代表制 (the first-past-the post-system) が公正で理想的なものというわけでは決してない。これが二大政党以外の政党に著しく不利なものであることは言うまでもない。欧州ではすでに悪名高き存在なのである。無論、この国でもこうした制度改革の声は上がっているが、二大政党制が立ち直りの様相を呈している今の状況下でその実現は殆ど見込めない。だが、そうした問題はあるとしても、19世紀の80年代からのイギリスの選挙浄化の経験は、今日の日本で謙虚に学ばれるべきものであろう。

筆者はかなり以前から英国における選挙の浄化と政治腐敗への対応の方法についていくらかの関心をもってしたが、平成元年春からこれらの問題に関する研究書、論文等の利用可能な文献を読んできた。その一つのまとめが、論文「腐敗防止法の歴史的意義<sup>(1)</sup>」である。実を言うと、その論文執筆に入る一月ほど前に、腐敗防止法制定後の世紀末英国の選挙の実情はどうかという問題関心から、神戸大学中央図書館で探し出してきて読んだのが、オストゴロスキーの『民主制と政党組織 I』<sup>(2)</sup>であった。そこで筆者の関心事であった腐敗防止法の適用やその効果については、大きな差異がなかったのでまずは安堵したが、彼の記述には大いに知的興味を唆られる所があった。しかし、先にあげた筆者の論文には紙幅や時間の制約もあって、確かにお蔭をいくらか被ってはいるが、紹介することもあえてなしていない。だが、腐敗防止法の効果や限界も取り扱われる、選挙区レベルでの選挙運動が論じられているこの書の第3部第4章は、

---

(1) 大童一男・河合秀和・高坂正堯・NはK取材班『かくして政治はよみがえった 英国議会・政治腐敗防止の軌跡』(日本放送出版協会、1989年)第2章。

(2) M. Ostrogorski, *Democracy and the Organization of Political Parties*, vol. I, Translated from *La Démocratie et l'Organisation des Partis Politiques*, 2 vols, 1902, by Frederick Clarke, Macmillan and Co., 1902.

後でも触れるように、イギリスの現代の選挙を観察するうえでも貴重な学問的価値を有するものである。本稿のⅡ・Ⅲ章はその部分の抄訳である。

## 1 オストゴロスキーと政治学の転換

ここで世紀転換期における米英両国の政党制の研究者として著名な帝制ロシアの政治学者M. オストゴロスキー (Moisei Ostrogorski, 1854-1919年) について若干紹介しておきたい。彼はロシア西部の都市グロドノで生まれ、セント・ペテルスブルグで法学を修め、司法省に何年か務めたが、20歳代末にパリに行って私立政治学院 (Ecole Libre des Sciences Politiques) で学んだ。そこで公法における婦人の権利に関する書<sup>(1)</sup>を著し、パリ大学法学部賞を獲得した。それから米英の政党の研究に転じ、1880年代後半から90年代にかけての多年にわたって両国での研究に没頭し、『民主制と政党組織Ⅰ・Ⅱ』を1902年に上梓したのである。これは英語版がⅠ巻627頁、Ⅱ巻793頁の実に1420頁に達する大作である。

しかし、この大作の発表以後、オストゴロスキーの引き続き期待されるさらなる研究成果は遂に出なかった。1905年のロシア革命後、彼は帰国し第1回帝国議会議員に1906年選挙で立憲自由民主党 (Cadets) 代表として選ばれ、党幹部として活躍したが、一期務めただけで引退した。そして1917年の革命後まもなく死去した。この革命時にどんな役割を果たしたかは定かでない<sup>(3)</sup>。オスト

(1) 仏語版 (1892年) の英語版は、The Right of Women: A Comparative Study in History and Legislation, London: Sonnenschein; New York: Scribner, 1893.

(2) かかる事情は、Seymour M. Lipset, Ostrogorskii, Moisei Ia, International Encyclopedia of the Social Science, Volume 11, The Macmillan Company and The Free Press, 1968, p. 347 による。

(3) Seymour M. Lipset, op. cit., p. 347.

ゴロスキーが仏英米の政治制度に多大の関心を持ち、20年にもわたる在外研究ができたのは、おそらく彼が極めて恵まれた資産家であったことによると思われるが、彼の研究の動機は、多分ロシアと異なるリベラルな体制への旺盛なる知的興味にあったのではなからうか。だが半生を賭した研究に一応の終止符を打ち、帰国して別の途をたどったのは、祖国の政情の変化＝流動化と共に外国でアカデミックなポストを得られなかった生活の問題があったと察せられる。筆者が知る限りでは、彼は政治学教授といった地位にはついていない。おそらく当時の英仏米ではそうしたポストは極めて数少ないものであったと察せられる。

英米の大衆組織政党に関する前掲の大作で一躍注目されるに至ったオストゴロスキー政治学のユニークさは、マクロに把えて一言でいえば、その本格的な政党研究に見出される。英国の政治家で駐米大使の経歴もある政治学者のジェームズ・ブライスは、オストゴロスキーの書に寄せた「序文」の中で云う。「政党は民衆政治それ自体と同様に古くからのものであるが、その性質や諸勢力そして諸政党が組織されてきた様式に歴史家も政治学と言われ始めている事に関する著述者も、比較的ほとんど関心を寄せることはなかつた<sup>(1)</sup>」。オストゴロスキーも「著者序文」で言うように、1880年代後半には政党組織の過去と現在にかかわる体系的な記録文書はもとより包括的著作もない状態であった<sup>(2)</sup>。これは何よりもそれまでの政治学のあり方にかかわることである。彼の「序文」によれば、「これまでは政治的形式の研究に余りにも排他的に関心が寄せられてきた。『法の世界 Esprit des Lois』と共に政治学に導入された観察の方法そ

---

(1) Preface by James Bryce, M.P., Ostrogorski, op. cit., p. xxxix. なおブライスは邦訳『近代民主政治』(岩波文庫全4巻、1929-30年)の著者。

(2) Author's Preface, Ibid., p. liv.

のものは、むしろ公的諸機関や諸法について実行されたが、一方、それらを創出しかつ適用する結合した個々人 (concrete individuals) は、長い間まったく無視された。政治的形式と区別されるまさにその政治諸勢力という観念は、人々の心に明白なものでなかったのである<sup>(1)</sup>。

さらにオストゴロスキー政治学のユニークさは、このように政治諸勢力 (political forces) に目を向け、議会内のみならず院外の社会で組織された政党の生活を研究することで伝統的政治学と袂を分かっただけではない。彼による現世紀の政治学への価値ある寄与は、その研究の方法の斬新さにあり、ひいてはそれが英米両国の比類なき政党研究となり、比較政治研究の道を切り拓いたことにある。その前者についてみると、彼は何よりもまず政治的行動について観察の方法をとった。彼が集めた資料の大部分は図書館からではなく、現実の生活からだったという<sup>(2)</sup>。政治的行動の現われの観察から「政治的社会的進行をセットするムード (moods)、心的傾向、諸々の意思の作用が<sup>(3)</sup>把えられる」というのである。さらにこの政治的行動観察は、政治のアクター (例えば、黒幕 wire-pullers) や手続きの様式など政治的行動様式にも向けられねばならないという。要するに、オストゴロスキーが目指したのは、民主政治の行動様式の研究であり、それは社会・政治心理の研究であつた<sup>(4)</sup>。この点で彼は伝統的政治学から現代政治学への転換に大きく貢献したのである。

オストゴロスキーの『民主制と政党組織』が世界の政治学界に及ぼした影響は極めて大であった。政党機構は官僚制化する傾向をもつという彼の見方は、イタリアの政治学者ロベルト・ミヘルスの社会民主主義政党における寡頭制の

---

(1) Ibid., p. li.

(2) Ostrogorski, op. cit., p. liv.

(3) Ibid., p. lii.

(4) Ibid.

鉄則を見出す政党研究に受け継がれた。<sup>(1)</sup> そうした理論は、後にイギリス政党研究の大家 R・マッケンジーにも党首 (Leader) への権力集中化として受け継がれ、より説得性の高いものとなった。<sup>(2)</sup> しかし、民主的政党における権力集中傾向の条件を作る大衆組織政党の存在とその実態を解明したことが、オストゴロスキーの政党研究における一つの重要な貢献である。ドイツのマックス・ウェーバーは、明白に彼の研究に依拠して貴族政党をへた名望家政党から組織政党への大いなる転換を『職業としての政治』において述べている。<sup>(3)</sup> オストゴロスキーのウェーバーへの影響は決して少なくない。また彼はアメリカ政党研究の基礎を作ったので、米国政治学界への大きな影響を及ぼした。その一つの証として『民主制と政党組織』の要約版が、1964年にアメリカで出版されたことが挙げられる。<sup>(4)</sup> 勿論、日本への影響も升味準之輔、横越英一といった政党研究者の著述に示されている通りである。<sup>(5)</sup>

- 
- (1) ミヘルスの初版本は独語で1911年に刊行されたが、英語版は1959年にニューヨークで刊行された。Robert Michels, *Political Parties: A Sociological Study of the Oligarchical Tendencies of Modern Democracy*, Dover. 森博、樋口晟子訳、『現代民主主義における政党の社会学Ⅰ・Ⅱ』(木鐸社、1973-74年)。
- (2) Robert T. Mckenzie, *British Political Parties: The Distribution of Power Within the Conservative and Labour Parties*, 1st published in 1955, paperback edition published in 1964 by Praeger. その邦訳は、早川崇・三沢潤生訳『英国の政党上・下』(有斐閣、1960-65年)。
- (3) Max Webber, *From Max Webber: Essays in Sociology*, Translated and edited by H. H. Gerth and C. Wright Mills, A Galaxy Book, New York. Oxford Univ. Press, 1946, pp. 104f.
- (4) Quadrangle Books としてであるが、筆者は実物にまだ接したことがない。
- (5) 升味準之輔『政治学講義』(岩波書店、1974年) 第1章第2節。横越英一『近代政党史研究』(勁草書房、1960年)。

## 2 イギリス政党政治の分析について

オストゴロスキーの『民主制と政党組織Ⅰ』は近代イギリス政党史と云えるものである。そこでは政党組織の形成とその態様—構造と機能—を機軸にして、19世紀イギリスの政党政治史が実に生き生きと、しかも単なる年代順の記述でなく分析的に論述されている。概括すれば、中産階級が選挙権を獲得した第1次改革（1832年）後に近代的政党組織の前身とみなされるものが出現した。この時の国民代表法（選挙法）で選挙人たりうる者が自ら登録手続きをなすことによって選挙権をもつ制度が導入されたので、各地に党派別の有権者登録協会が出現した。そして中央政党組織として33年に保守党のカールトンクラブができて、36年には自由党のリフォームクラブが出現した。双方とも政治委員会をもつものであった。選挙人登録協会の活動は当時極めて重要な選挙運動となったので、その組織化は急速に進んだ。「自由党登録協会」とか「自由党協会」あるいは保守党の「ロイヤル保守党協会」が生まれた。そうした中で1859年にホイッグ、自由、急進の三派連合の院内党として統一した自由党は、61年中央に自由党登録協会を設立した。だが、この60年代までは、かかる協会の仕事を選挙運動も事務弁護士（solicitor）やジェントルマンらがつくる特別な委員会（ad hoc committee）で行われていた。要するに、アマチュア的なものだったのである。

しかし、第2次選挙改革（1867年）による戸主選挙権の導入で有権者が激増して大衆デモクラシーの段階に移行するや（付表1を参照）こうした旧き政党構造は衰退してより高度に組織された政党が出現した。名望家政党への転換であり、政党は職業的政治家を配置した永続的組織に形成されたのである。第3次改革（84年）で戸主選挙権が農村区も適用されて有権者のさらなる増大をみたことも、小選挙区制の導入で知られる議席再配分法（85年）で明白に二大政党対立型選挙へと移行したこと（付表2）も、こうした組織政党化を促したの

である。1880年総選挙までは概して無投票区がかなり多くこれで総選挙と云えるかという状態であったが、それは全選挙区の大部分を占めた定数2名区で「トーリーとホイッグの共謀」で保守党と自由党の双方が複数候補を立てないようにしていたからである。なお従来<sup>(1)</sup>の口頭による公開投票制に代わる秘密投票制の導入(72年)が、政党の組織化を促したことは言うまでもない。

緩やかな名望家政党に代わる新しい組織政党は、院外党組織として党本部—全国連合一選挙区協会の機構を備えたものとなった。従来の党有権者登録協会は党協会に取って代わられた。保守党はディズレーリの第2次改革直後、J・ゴースト議員の下に全国連合(National Union of Conservative and Constitutional Association)を設立し、その3年後の70年に中央本部(Conservative Central Office)を設置した。その後ずっと存続している機関である。一方、自由党はJ・チェンバレンらの提言で77年に全国自由党連合(National Liberal Federation)をバーミンガムを本拠として設立した。これは86年のアイルランド問題でチェンバレンが自由党と袂を分かったことでロンドンに移転するが、勿論、党本部も設けられた。こうした院外党組織をもつ政党への転換が進んだのは、オストゴロスキーが見るように、拡大した大衆選挙民を組織する上での有効性が、二大政党の政治家たちに1868年、74年、80年、85年と総選挙の結果から確かめられてきたが故に他ならない<sup>(2)</sup>。例えば、1880年総選挙は、腐敗行為の実践をも含めてであるが、極めてよく作動した自由党全国組織に乗ったグラッドストーンの勝利であった。このとき二大政党は、よく組織された選挙区党組織=コーカス(Caucus)からなる党協会の全国連合を有していたので、80年総選挙はコーカスの時代の開花とされるのである。

(1) 拙稿「腐敗防止法の歴史的意義」犬童他、前掲書、103-104頁。

(2) 1885年総選挙と86年、92年、95年の総選挙については、付表2-1~4を参照されたし。

オストゴロスキーはこのコーカスを新しい大衆デモクラシー時代の政党組織のモデルとみなし、国のレベルの政党政治はこれによって大きく影響され、政党はコーカス幹部に権力が集中することからひいては寡頭制となると論じている。では彼がモデルとするコーカスは一体いかなる構造と機能を有するものであろうか。英和辞典によれば、コーカスとは政党幹部会議とか党支部幹部会というようによく訳されているが、本稿においてもそうであるが、これまで升味準之輔、横越英一両教授も適切な漢字訳を見出すことができなかつたほど、コーカスは複雑な意味をもつ言葉である。オストゴロスキーによれば、その語源として北米インディアン語の Kaw-Kaw-Wa (英語の to talk, to give advice, to instigate) でこれらの行為をなす者という説と独立前アメリカのボストン港の靴底すべり止め付けの calker たちが英兵に対する苦情をもって集まり、代表を選んで当局に申立てをしたことに発する<sup>(1)</sup>という説をあげている。コーカスという政治用語が18世紀のアメリカで「選挙の問題を内々で予め片付ける人々の小さな委員会」として用いられるようになり、やがて院外党組織の名称となり、19世紀後葉のイギリスで普及したことをみれば、語源としては先に挙げた後者の方がより近いものと考えられる。

英国コーカスの先駆的かつ典型的モデルは、バーミンガム自由党急進派が、第2次改革後に68年総選挙に備えて作った、従来の有権者登録協会に代わる強力な組織であった。バーミンガム自由党協会の書記W・ハリスの発案で有権者約3万人で定数3の同市で各区(ward)で党員が集まって代表を出し、全市委員を選び、そこで候補者を選考して68年選挙で定数3の議席を獲得したことでコーカスはその有効性を認められた。このコーカス制度は、進歩的急進派のジョセフ・チェンバレンが、1873年に同市市長となって、コーカス・システム

---

(1) Ostrogroski, op. cit., pp. 120-121.

(2) Ibid., p. 120.

を完成すると共に注目に値する都市改革 (municipal socialism とも云われる) を遂行したことで、まさしく大衆民主政の新しい時代を示す一つの証であった。

バーミンガム自由党協会という名の党組織には、住民は投票権ありなしにかかわらず加入でき、会費納入は絶対的ではなかったが、年最低1シリングであった。今の2ポンドか2ポンド50ペンスで500円程度に当たる。なおバーミンガム市自由党組織の構造についていくらか詳述すれば、16の区 (ward) にそれぞれ委員会が作られ、その議長、書記長という職務上の委員と各区で3名ずつ公開集会で特別に選ばれた48名の計80名とこの人々が選べる30人からなる執行委員会があった。そのうえ各区で30名ずつ公開集会で選ばれる480名を含めた594名で構成される全体委員会 (general committee) があった。この中から選ばれた4名と執行委員会からの7名を加えた11名が運営委員会を形成した。全体委員会のメンバー594名は民主政の具現化として「600人委 “Six Hundred”」と呼ばれるものとなった。ここにみたようにコーカスは何よりもまず組織の下部の意思が反映されるデモクラシーの具現化として形成されたのである。バーミンガムの「600人委」はリーズでは「300人委」となり、ある所では「自由党500人委」と同義的なもので、デモクラシーの象徴であった<sup>(1)</sup>。それ故に、バーミンガム・コーカスをモデルにしてその全国化を図るN F Lが1877年に設立されて最初の総選挙 (80年) での自由党の勝利は、まさしくコーカスの勝利であった。しかもその結果、議員歴4年足らずで政務補佐 (Parliamentary private secretary)、政務次官などジュニア・ミニスターの経験すらなきジョセフ・チェンバレンが、商務院総裁という閣僚の地位についた慣行を破る異例の人事は、まさにコーカス時代を象徴するものであった。チェンバレンには勿論、弁

---

(1) Ostrogorski, op. cit., pp. 165f.

論の才と行政能力は大いにあったが、当時のイギリスでは閣僚になるには下位大臣の経験が必要な条件とされていたのである<sup>(1)</sup>

ローカルな選挙区レベルでもナショナルな政党レベルでも、人民投票型民主主義にもとづく少数のリーダーに権力が集中するゆえ、コーカスが政党の最高の権威であるというオストゴロスキーの分析は、多分に保守党よりも自由党コーカスの消長を重視したことにもとづくように思われる。そこでは70年代から90年代に貴族的金権政治のホイッグ派とジョン・ブライトのようなオールド急進主義派に対して、85年まではチェンバレンに代表された新急進主義派がコーカスに依拠して歴史的な闘争を繰り上げ、勝利を収めたからである<sup>(2)</sup>。86年にチェンバレンが自由統一党を作った後も、自由党コーカスは確たるものとして残った。

しかし、オストゴロスキーによるコーカスへの権力集中論には批判も多い。ジェームズ・ブライスによれば、それは過大評価であり、コーカスの成長が招くどんな危険をも是正するように作用する健全な諸勢力があることを彼は十分認めていない、英国の政党組織はアメリカとは全く異なるものだ、ということになる<sup>(3)</sup>。現代イギリスの政治史家マーティン・ピューもコーカス政治が議会政治の衰弱を招くというオストゴロスキーのベシミズムは、かなり誇張されたもので、長期的にみれば、自由党および保守党の議会リーダーは、1900年までに院外勢力を彼らの目的に沿うべく利用し、議員は組織に「委任」されているという者の頭越しに直接選挙民に訴えた、という<sup>(4)</sup>。彼はまた、保守党全国連

---

(1) Ivor Jennings, *Cabinet Government*, Cambridge Univ. Press, 1959, pp. 63–64, 115–117.

(2) Ostrogorski, *op. cit.*, Fifth and Sixth Chapter of Second Part.

(3) *Ibid.*, p. xliii.

(4) Martin Pugh, *The Making of Modern British Politics 1867–1937*, Oxford Univ. Press, 1982, pp. 17, 46–49.

合の実力者であったジョン・ゴーストが、ディズレーのコーカス無視によって遂に入閣することができなかったことを指摘している。

### 3 選挙実態研究の先駆性

オストゴロスキーにおけるコーカス政治への過大評価はともあれ、彼が組織政党化の諸相を実に詳細に把えて敘述したことは、後世の研究者への極めて貴重な遺産であった。彼の歴大な仕事と中で筆者が現在もっとも関心をもっているのが、当時のイギリスの選挙運動の実態に関する彼の観察である。それはとりわけ、第三部第四章「候補者と選挙運動」で集中的に取り扱われている。およそ60頁に達するこの章で政党所属の候補者たりうる条件とその誕生、選挙運動、腐敗防止法（1883年）等の選挙法制と政党組織および候補者との関係などが、彼の直接的ないし間接的観察に基づいて描かれている。この時期は第3次選挙改革をはさんで腐敗防止法、定数1の小選挙区制をもたらした議席再配分法（1885年）で今日の英国選挙制度の原型が作られた時であるが、オストゴロスキーがなしたような実証的な選挙研究は他にないので、彼の研究は大層貴重なものである。

現代の今日でもこうした政治研究はイギリスでは極めて少ないと云える。最近では、保守党政治家であった作家ジェフリー・アーチャーの小説『めざせダウンング街10番地』(永井淳訳、新潮文庫)<sup>(1)</sup>が、議員の誕生、政治運動について真実に近いものとしてある。これは大いに参考になるが、20年も前に選挙区での選挙運動を研究したカバナフによれば、選挙区での運動のテクニクは20世紀初めとそう変わっていないが、変わったのは、テレビやマスコミの発達で党首

---

(1) Jeffrey Archer, *First Among Equals*, 1984.

に代表される全国的運動が中心になったことだという。百年前には党首はローカル・リーダーを通して選挙民に訴えたが、今では直接に訴えるようになったというのである。<sup>(1)</sup>

しかし選挙区レベルで生じた大きな変化は、20世紀における労働党の成長と大いに関係あることだが、1883年腐敗防止法の下に選挙に伴う腐敗・違法行為が消滅してきた事実である。これも直ぐに効を奏したのではなく何十年という時間を要した。オストゴロスキーは法の網の目をくぐる方策がイブニング・パーティ、ピア・パーティー、ピクニックといった政党組織が行う新しいタイプの腐敗行為となったことを指摘している。これはこうした形式での腐敗行為が選挙と選挙の間に行われた事実認識であるが、今日わが国でも規制しがたい一般的慣行である。しかし英国では、選挙運動の全国化と中央主導型化が進行する中で、金権政治に縁遠い労働党とかつては金権政治になじんでいた保守党の対決型政治になり、それが発展していくと共に古い時代の悪しき慣習は消えていったのである。だが、候補者採用制とか戸別訪問等の運動の戦術は今でも百年前の原型的なものを止めている。なお選挙費用が著しく少なくなったのは、腐敗防止法による法定費用の厳しい適用、選挙政治の全国化のほかに、1918年国民代表法で従来候補者負担であった選挙管理委員 (Returning officers) の経費が公的負担になったことと、政党や候補者が毎年多額の出費を強いられた選挙人登録活動が公的義務になったためでもある。<sup>(2)</sup>

---

(1) Dennis. Kavanagh, *Constituency Electioneering in Britain*, Longman, 1970, pp. 7~8.

(2) 1868年から85年にかけて下院議員は選挙時の選管委員経費として100ポンドから200ポンド、毎年の選挙人登録経費として100ポンドから150ポンド費やしたとされている。

H. J. Hanham, *Elections and Party Management, Politics in the time of Disraeli and Gladstone*, Longmans, 1978, pp. 257-258.

以下の章はオストゴロスキーの前掲書第三部第IV章の第1節から第VI節のうち議会（下院）選挙にかかわる第1～V節の抄訳である。第II～III節は筆者の判断に基づきかなりの抄訳となった。第VI～VII節は主に地方選挙に関するものであり、ここでは割愛せざるを得なかった。なお本稿では原書のIからIVの節をII、V節をIIIと二章に分けているが、それは内容の歴大さもさることながら、I～IVとVの節は論じられている主題からも大きく区分されうるが故である。本抄訳では原書の第IV章の表題が次のIIの表題であり、IIIの表題は原書にはないが、筆者が付したものである。また次のII章の各節は原文通りであるが、その見出しは原文になく筆者によるものであり、III章各節はその見出しは勿論、節の構成も筆者があえてなしたものであることを予め断っておきたい。

なお、本稿の筆者の論述と以下の翻訳文献に関する参考資料として、本稿の末尾に有権者数、総選挙の諸結果、内閣についてのいくらかのデータを付表してつけ加えたことをここに記しておきたい。

## II 候補者と選挙運動（抄訳）

### 1 議会候補者となる条件

政党組織の行動が有権者の心や「社会的傾向」にどのように強く影響しようとも、その努力によって有権者の中に育かれた政党への好みや、その党組織が究極目的とする、議会に送り込もうとする特定の人物への具体的な形に集中しなければ、その効果は完全なものとはなり得ない。こうした結果をもたらすために選挙区党協会は、いわゆる「良き候補者」を獲得せねばならない。

だが、よき候補者とはどんな人か。一般に、それはその地方で支配的な勢力を持つ多くの人々の好意を得るような人であると言われる。すでにコーカス（Caucus 政党支部幹部会）の活動様式についての記述から分かったように、有権者を動かす影響力は多数である。政党感情（Party feeling）や党の旗への忠誠は、有権者のすべてに影響を与えるだけの力はないが、とにかく各選挙区のかなり多くの者に強い影響を及ぼし得るものである。ある者は、多かれ少なかれ理由のある確信から他の党よりも一方の党を選ぶ。他の者にとって政党への愛着はセンチメンタルな類のものであり、たんに家族から受け継いだ伝統で、先祖返り結果でしかなかったり、またある政治的旗を掲げることで得られた習慣にすぎないものである。これらの感情は、時折り示されるだけであり、一つの総選挙と次の総選挙の間に選挙民の多数をとらえる政治的無関心に圧倒されるが、それでも潜在した状態で存続しているのである。先の選挙闘争の余燼の下にきらめいたり、くすぶったりする考えや単純な感情は、一種の宗教であり、定期的教会参拝者から一年に一度だけキリスト教の最大の祭りの日に聖堂のしきいを踏む者まで、さまざまな熱意をもつ信者からなる教会のそれに類似している。政党という宗教は、莊嚴なる投票日にその支持者を全部集め、彼らにコミュニケートし（聖餐を授け）、彼らの信条を候補者の人物に確認するこ

とである。

この擬似宗教的な必要、習慣と作法によって是認されているこの義務が、信者たちをして特別な場合に、大半の選挙民に概して無視されている、コーカスの牧師的職務を受け容れさせるのである。事実、政党協会は政治的共同宗教者の殆ど全てから権威をひき出す一握りの人々にすぎない。その選ばれた性格は、その結成に用いられたいかさまの選挙手続きから生ずる。そしてその代表的価値は、その党の活動的党员に限定される。しかしコーカスは、沢山の人々の心に刻みついた感情の守護者として、政党宗教の司教として踏み出したのであり、そのようにしてリアルなまさに合法的権力を獲得するのである。それが行う務めは通常はそう頻繁でないが、公衆は、それが行われることを、党の神性がそこでさん然とすることを、また祈祷の時が来るとき、どこに行き、どこで信条の受託者たる正統な候補者を捜すかを、知っている。

候補者に求められる第一の資質は、その党の信条を十分に告白することであり、彼の意見がコーカスに完全な満足を与えることである。コーカスが彼の正当さを保証するのである。それは一般に熱心な党员で構成されているので、候補者が支持する政策要綱 (programme) は、選挙区の平均的意見を代表するというよりも、最も進んだ部分の意見を代表するのである。実際に、諸政党の信条はもはや固定した教義 (dogmas) からなるものではないので、候補者はその時期の政治的信条への支持を示すことで自分の政治的確信を「アップトゥデート」なものにしなければならない。もしも時はずみで自由党のニューカッスル綱領 (1981年) のような分厚いプログラムが出されるとすれば、候補者は同時にそれに賛成する備えがなければならない。また組織がそれに若干の大きな項目を付け加えることが妥当とみなせば、候補者はこれらを同様に受け入れなければならない。

候補者は彼自身を党支持者の全体的組織体に適切に関係づける一方、有権者たちの間で繁茂している特別な宗派セクトにも面さなければならない。その一つは、

飲酒を国の大害として止めさせようとしてアルコール飲料の販売を法律によって禁止しようとするものである。もう一つは、強制種痘が廃止れるまでその手を引かないと誓ってきた人々である。その他、社会問題の解決が「人民への土地の返還」にありと信ずる人々や、王国での安息日（Sabbath Day キリスト教では日曜日）の厳格な遵守に主たる関心を抱く人々がいる。これらさまざまなセクトの支持者たちは、どちらの政党にも傾き、その信条を誠実に公言する。しかし彼らの特別な主張は、政治的社会的生活の問題が収斂する点にあるのである。結局、これらのセクトが多くの支持者を有する選挙区では、「よき候補者」は、公約をしてこれらの集団の大多数ないしそれらの最も重要なものを自分の周りに集めることのできる人となる。換言すれば、その候補者のプログラムはできるだけ包括的なものでなければならない。

選挙民に対してプログラムへの同意を求めるために、候補者は良き演壇スピーカーたることを要する。彼は流暢で内容豊かで、当意即妙の応答ができねばならない。たとえ彼がかなりいい資質を備えていても、雄弁がつかぬピンチの際は、他の者が彼に代わって人々に話すことになる。党組織は、選挙区で話しまくることのできる経験豊かな弁説者たちを擁する者の立候補を支持するのである。

だが、これが殆ど全てではない。有権者たちは信念の告白とプログラムによって、獲得されうる信者や諸宗派の人々からのみ成るものではない。おそらくそれらは少数派にすぎないであろう。とにかく、こうした人々の数の力がどうであって、競合する候補者を選ぶことにおいて自由党政治（Liberalism）とか保守党政治（Conservatism）といった観念やいかなるプログラムとも結び付かない、報酬によって影響を受ける何千人もの有権者がいつもいるのである。ある所の労働者たちは自分たちの雇い主が申し分なく代金をくれるので、彼が議会（House of Commons）に保守党の隊列を膨らますために入るのか自由党を強化するために入るのかには少しも構わず、一団となって彼に投票するのであ

る。別の所で人々が金持ちに投票するのは、彼が裕福であるとか、気前がいいという評判が立っているとか、慈善団体に鷹揚に寄附をしたり、彼に申し込んでくるどんな会 (society) やクラブのためにもためらいなく小切手に署名するが故である。ある大きなグループはその宗教的主張や熱情から発する影響力によってのみ導かれ、それらによって一つの「良心」、一つの意味をもった単一の団体になっているのである。これらのカテゴリーに属する有権者の票を獲得するために極めて重要なのは、候補者の人物である。これと関連して彼が結合せねばならない諸々の資質は、あらゆる場合に同じではなく、多種多様であるが、それらの全てが人望 (popularity) という単一の条件に限定される。候補者はポピュラーな人でなければならないのである——これは候補者が満たすべき新しい条件であり、おそらく以前にあった諸条件の全てよりも一層重要なものでさえある。というのも徹底的な党帰依者たる彼自身はまた、さほど抽象的でもなく普遍的でもない考慮すべき事からによって動かされる人であるからである。

ポピュラーな候補者たる第一の前提条件は、彼が誰にでも知られていることを請け合うところの、「地の者 (local man)」であることである。だがこれはしばしば障害であるか、無資格の理由とすらなりうる。候補者は地方の生活と関わりをもつが、そこでたまたま沢山の敵を作ってきている。労働者の雇い主として彼は多分、労働者の不満をかき立ててきたかもしれないし、彼の工場や職場でおそらくストライキがあったであろう。かくして彼の政治的展望は、事前に損われるのである。どれほど彼の政治的正統性が大きであり、かつどれほど彼が自分の党になしてきた奉仕が大きであろうともである。そのような場合に他所者が、たとえば法律家であっても、その人がポピュラーな人になる適性をもっている条件の下に、受け入れられることになる。

相当な資産のある人望のある候補者は、気前のよさと人好きのする態度や、一般に、普通の選挙民が彼をひいきにするように印象づけることのできる、同

情的な性格ないし人好きのする態度で名声を高めるのである。これらの特別な資質の中に他のどの国の候補者が必要とすることは夢にもないものがある。ゲームでいう良き「競技者」<sup>アスリート</sup>が極めて良き候補なのである。彼がよきクリケット競技者であれば、その選挙区の大抵のクリケット競技者がこの候補者への賞賛に抵抗することは困難である。競技の印である闘争精神は、道徳上の美点を闘う特性に与えるし、また偏った倫理的感情からクラックフットボールやクリケットのプレイヤーに払われる敬意は、実際にはむしろその人の評判に払われる敬意なのである。同じ理由で演壇での話し手が聴衆をひきつける。演説の一陣の風が賞賛されたり喝采されたりする。それ故に候補者は、彼の議論のラインについてこれる者を獲得するだけでなく、彼の議論の主要問題を理解することなく、また理解しようとも欲せず、ただ形をつくることのみ関心を寄せる人々をも獲得する、良き話し手でなければならない。演説家の人物、その勇氣は、かなりの教養を身につけた人にすらある、多くの選挙民の胸にある政治的重要問題を鎮めることがある<sup>(1)</sup>。結局、それは多かれ少なかれ高められなかった審美的感情の程度の問題である。候補者も「いい奴 (good fellow)」と呼ばれ、人々への性来の親切さから毎日気易く飲み合う、日常生活のより鈍い精神状態に浸る者もいる。

---

(1) 私は一度ある英国人に選挙運動期間中に属する選挙運動について聞いた。演壇にいた候補者は非常に若かった。群衆中のおどけ者がその人に叫んだ。「母親はあなたが家にいないと知っているか」と。「え、火曜日(投票日)には私が家にいることを知っている」と候補者は答えた。「私はこのような人に投票する」と私の対話者は明確に言った。

いつも自由党に代表されていたヨークシャーの一都市区 (borough) では、2～3年前に保守党が議席を得た。その選挙の少し後その町を訪れた私は、この主代わりの原因調査をした。トーリー党の候補者が4回も続けて挑戦していたという事実で幾分負うものであった。多くの良き自由党投票者らが、「彼は元気のいいやつだ、勝つに値するし彼に投票しただけの価値はある」と彼ら自身に言ったと思われる。

かくして候補者の人望の諸要素は、政治から離れた彼の人物ないし彼の評判から流れ出るものから示唆されるフィーリングのすべての糸から構成されるものである。それは意気揚々とその存在をここに示す人物に関する人々の行動である。しかし、生きている現実 (realities) が政治の慣例、即ち、人為的な諸政党の区別に対峙する。そしてこの後者は、これら生きている諸勢力 (live forces) との同盟ないし連合によってのみいつの日か勝利を収めうる。それらを拒み通すことはよろしくない。因襲的要因というものは、それが寄生的なものとか偽瞞によるものであるとすれば、現実の勢力 (real force) と運命を共にしなければ、決していかなる途をも切り拓くことはできないのである。かくしてわれわれは政党感情という大なる生きている力を背後にしてコーカスが権力の座に上がるのを見てきた。この組織に英国民の多くが動かされているのである。多くの場合、この党感情それ自体が純粋にありきたりの起源をもつということとは殆ど問題ではない。献身、愛、嫌悪、争闘を人々の間に生み出すあらゆる観念は、それ自身生きている事実でありリアルな力である。党派感情を抱く選挙民の前にその代弁者たる候補者と共に現われることによって、その小さな大隊が直ちに軍団に変形したのをコーカスは見えてきた。候補者の人物で成し遂げられたこの二勢力の接合だけでは、多くの場合、選挙をやりぬくに十分でないので、そうした作戦が繰り返えし繰り返えし展開される。即ち、変わることなく候補者の人物を中心とする一連の連合 (coalitions) によって、闘いに加わりうるあらゆる要素——諸勢力、社会的熱情および偏見、諸利害——が、その選挙区で勝つために徴募されるのである。純粋な慣例から始まったものの、コーカスはこれらの現実との各々の接触から血と生命を吸収するのである。

コーカスは候補者として何千人もの雇用者である大工場のオーナーを選んだり、顧客たちをコントロールできるの地方のパブ経営者を全てあごで使っている富裕な醸造業者を選ぶ。また他方、非国教会派チャペルで頼りになる人で、懐が温かく気前のよい男で、人に敬意をもたれる凡人の禁酒運動リーダーが選

ばれたりする。要するに、その人の個人的地位のお蔭で非常に多数の票がとれ  
そうな者とか、これに加えて勿論、党の制服ユニフォームを身に着ける用意がある者が候  
補者に選ばれるのである。こうした種類の資格がコーカスの指名と結合すれば  
するほど、候補者はますます密接に「良き候補者」のあるべき姿と一致するも  
のとなろう。

それ故に、各地の政党協会は人材を見出すために賢明であることを要する。  
それはコーカスの黒幕 (wire-pullers) がとりわけ厳しくテストされる機会で  
ある。選定の課題は、「良き候補者」の資格が多種類にわたるだけでなく、選  
挙区毎に社会諸勢力と政治諸勢力との間に存在する関係にしたがって、かなり  
変わるのですます困難である。社会的諸勢力ないし特殊な集団が弱く数でも  
少ないより平準な種類の所では、党組織の活動範囲はより大きい。党派感情は  
生きている諸勢力の中に重大なライヴァルがないので、それがまさにリビング  
・フォースとなり、群衆を獲得するのである。かかる状況下でコーカスは、  
純然たるローカル・コネクションのない他所者の政治家を容易に選挙区に押し  
込める。「輸入候補 (carpet-bagger)」であり、党組織の指導の人々に信頼され、  
どうか受け入れられた人である。他方、それぞれ特殊な主張をしている諸集  
団ないし諸セクトが考慮されねばならない所では、よき候補者を作り出しうる  
諸要素は技能とミックスされねばならないが、融合ではないかもしれない。そ  
れらは相互に破壊的であるかもしれないからである。例えば、アルコール飲料  
の販売禁止を要求する禁酒団体が非常に多い地方では、一醸造業者は、仮に  
彼がこの世で最良の「自由党員」であり、最も気前がよくかつ最も熱心な非国  
教徒であっても、長い間禁酒運動の人々と手を組んできた自由党のよき候補者  
には決してなり得ないであろう。また彼を採用したコーカスは、おそらく敗北  
を招くことになろう。これに対するものとして、一禁酒運動家が完全に保守党  
員であれば、彼は保守党にとって悪い候補者である。この党へのパブ経営者た  
ちからの支持は最強のものだからである。

## 2 候補者の選定と準備活動

コーカス委員会の権力の説明で以上に述べた候補者選定の規則によって敷かれた手続きは、黒幕たちの仕事——多分長い準備期間があった仕事——の仕上げとなる単なる形式的行為にすぎないものである。だがこの党組織によって達成される形式的手続きは、それ自体きわめて重要なものである。それはその候補者に同じ党の彼の全ての競争者に対して争えない優越性を与える。そして彼は真にその党が指名した者となり、その党の精神が「その時から彼に宿る」のである。彼は「採用された候補者」である。勿論、無所属の候補者らも出てくるが、彼のみが正統な候補者と考えられるのである。それ故、無所属の議会立候補者がコーカスによって採用された候補者に対してその党の隊列で生ずる。しかし彼らが成功するのは極めて稀である。コーカスから授けられた公認 (investiture) を通して議会候補者に与えられる威信は、その党の地域代表となりうる影響力のあることの最も明白な表示である。社会の生きている諸勢力を取り扱ったとき、われわれはそれがそれらの前に腰をかかめ、仲よくするのを見た。ここに公式の諸勢力が恨みを晴らすのである。それはそれらの第二の勝利である。第一の勝利は、活動的政治家たちのちっぽけなグループの見方でしかない政党組織のプログラムを候補者に押しつけることであった。しかしながらその場合、彼らは容易にかたどられる特殊の粘土からできた個人を取り扱っていたのである。政党候補者の公式的宣言は、沢山の人のイメージーションをかき立て、かつ彼らの意思を抑制されたものとなすが故にである。

現職議員であっても、コーカスがその人に対して別の候補者を立てようとするならば、再び立候補することはできないだろう。その人の党に関わる位置は、いささか中世の破門された主権者のそれに類似したものであろう。その前日まで彼に献身した臣民は、彼への忠誠から解き放たれるのである。実際には事は滅多にここまで行かない。一般的規定として現職議員は、その事実によって

(eo ipso)、次の選挙のための党協会の候補者である。党協会は彼の既得権を認める。たとえ彼が議会においてまた演説の場で全く無能だと分かっても、彼の党の正統的慣行が問題にされない限り、彼は引退せよとの侮辱の通告を受けることはない。この点ではいかなる妥協もない。党協会と議員の間で生ずるシリアスな意見の相違がある場合には、彼が党を割って出ようと欲しなければ、彼は自ら再選を求めることを断念する。もしも彼が選挙区にアピールすることになれば、彼は議員経験のない無所属候補者よりも疑いなくよい状態にあるだろうが、再び多数の票を獲得する見込みはまずない。せいぜい寓話にある幸運な第三の盗人となる、競争相手の党の候補者を引き込むことにつきよう。とにかく彼は党分裂の原因となるし、政党道義からみてこれ以上憎むべき犯罪はない。コーカスはその候補者の独占を確実にするため正しくこれらの感情を利用する。また分裂の醸成者が組織全体から受ける非難に頼ったり、引き起された党の分裂が、統一戦線 (united front) を提起する対立する党候補者を利用する惧れに頼るのである。これがそうであるから、コーカスが採用した候補者の表明は、可能性のある候補者をがっくりさせ、その立候補を芽のうちに摘み取る即座の効果をおよぼすのである。こうした者をより効果的に阻止するために党組織は普通、選挙のかなり前に、ときには数年前に候補者を選ぶ。この予防措置がその他の利点をもたらす。即ち、党組織がその宣伝活動を早い段階に候補者の名前と結合して行いうるし、候補者に立候補を準備する時間を与える。党協会それ自体にもそれによって同様に利益がある。即ち、協会は多数から会費 (subscriptions) を受けておらず、いつも非常に困っているので、裕福な政治的友人たちからの寄附がなければやっていけない。候補者は党協会の主たる後援者として選抜されるのであり、候補者が見つければ協会は直ぐにその財政的困難から抜け出せる。候補者が協会になす贈り物はときには相当な金額にな<sup>(1)</sup>る。当選して議会に入れば、彼の献金はまた出馬しようとするが故に続く<sup>(2)</sup>。もしも彼が再選を求めぬと決めれば、党協会はその結果を直ちに感ずる。少し

前まであれ程申し分なかった党員が、協会に著しい冷淡さで接するようになる。そこで協会は、議席のためだけでなく、習慣となっている献金のために後援者を探しにかかる。ときには財源の心配から協会は過度に急いで行動し、多分に一番有力でない候補者を採用したりする。その理由は胃が空腹を告げるからである。

黒幕たちによるその地方の候補者選びは、ある点までは自然な選抜の過程で到着する。しばしば党協会議長自身が選ばれる。彼はまさしく「良き候補者」たりうる「人望がある」という資質ゆえに、その地位を占めてきたからである。もしも外部の者を用いることが必要になれば、ロンドンの党本部管轄者 (head managers) がその候補者を推薦しなければ、そしてまた直ぐに受け入れられる強力な者でなければ、その課題はより骨の折れるものとなる。しかし協会が自らの努力でその人物を見つけねばならないとすれば、調べてまわりその方策を探るのである。協会が競争試験のようなものに拡げることも稀ではない。何人かの人にあたって政治的見解を述べさせ、全員引き続き調べた後で決定を下すのである。最初に黒幕たちが彼らを審査する。それから一つの議席の候補者たちは「百人委員会 “Hundreds”」の前で演説することを求められ、おまけにしばしば公開の会合でもそれを求められる。彼らが聴衆に与える印象は、彼らが立候補する将来にとってきわめて重みのあるものである。これらのリハーサルで候補者が得た成功は、彼がかち取らねばならぬ人望の始まりである。すでによく知られている地方出身の候補者ですら、それに専念せねばならない。その地の他所者だったらそれだけ一層そうせねばならない。そしてこれが都市

- 
- (1) かなり多数の候補者が一年に400ポンドから600ポンドを費やす。この経費の平均額は一年に250ポンドとなる。
  - (2) しかしながら、候補者および議員の中にも各自の属する党協会の基金に一切寄附しない者もいる。

区 (borough) でも農村区 (county) でも多数の候補者の場合である。事実、全選挙区の50%以上が外から輸入された人物で代表されている。土地の者でない候補者の人気は初めから築き上げられなければならないが、コーカスの援助に加えて彼がいささかの気転と沢山の金を持っておれば、これはそんなに困難なことではない。黒幕たちの助言に導びかれて輸入候補は、その両方を有利に使う。そして彼の愛敬のある態度とおうようさで支持者を獲得するのである。

立候補表明から選挙までのしばしば長期にわたる合間には、これをなすことで活動的に費やされる。現職議員の任期は、おそらくかなり長い期間であるが、「採用された候補者」は、その瞬間から主に油を注がれた者（聖別された者）の役割を引き受けるのである。彼は宗教的ないし慈善的な会合から芸当する犬が見せものの戸外ショーに至る、あらゆる集まりに出席する。彼はその地方の人々が関心のある、大抵季節の変化に伴う全ての催しに自分を結び付けようとする。彼はまた「ローカルな諸々の制度との同一化する」ために、そうした所に寄附をしたり、あれとかこれとかの団体の名誉会員、何か特定のクラブや結社の名誉会長とか名誉副会長の肩書を手に入れるのである。物事を中途半端にしないためにかなり多くの候補者たちは、「旧き羊飼いの Ancient Shepherds」とか「オークの心 Hearts of Oak」といった面白い名のついた夥しい共済組合のあるものに属しさえする。これらの会員はお互いを兄弟たちと呼び、集まって友愛の宴を張るのである。概して、候補者は「ローカルな諸制度とのアイデンティフィケーション  
同 一 化」を彼が好むより以上深く行うことを余儀なくされる。そして候補者はこの肩書を取るや否や、いたる所で金の要求に付きまわされる。「制度」ではなくその「仕事」への彼の援助を必要とするわけで、教会、礼拝堂、病院、保護収容所、クラブ、音楽団体、スポーツや娯楽や啓発などに関わることである。あらゆるグループが、自分たちは票を有する影響力ある有権者を代表していると仄めかすことで、彼から寄附をせしめようとする。彼は敵を作らぬために、そして支持者を増やすためにそれを甘受せざるをえない。このほか彼は党

協会と提携して、演説、講演、懇親会 (“social” gathering) によって選挙区を切りまわす。彼はまた地元で政治的園遊会<sup>ガーデン・パーティ</sup>を催し、お茶の会<sup>ティー・ミーティング</sup>を司会し、労働者クラブを訪問し、区 (ward) の会合に出席し、協会が組織した大衆集会の時だけでなくそれらの場でも話すのである。

農村選挙区ではその課題は、有権者が広く分散しているのでおさら骨の折れるものである。農村区 (county) は50ないし60、あるいは100もの教区 (parish) から成っている。アクティブな候補者はそれらの教区を全部訪れる。おそらく一回に止まらないし、そこで催される夕べの会で語ることだけでは終らない。各家庭を自ら訪問して個人的に住民と会い、彼が演説する会合に本人が招くのである。

### 3 選挙運動——戸別訪問

こうして来たるべき選挙のための基礎は、党協会とその候補者の行動によってあらかじめ固められる。しかし両者のためになる意見の流れを創ろうとして、両者は有権者の諸グループ、大衆に従ったのである。選挙の時が来ると、政治的舞台の局面は変わる。諸集団、大衆の代わりに主役になるのは個々の有権者である。その各人が自分のために候補者の主張の表明から引き出す結論は、しばしば彼の道徳的ないし知的把握力をこえたものとなる。そうした場合には証拠がより具体的な形で提示されねばならないが、そこでよき候補者たる資質が各有権者を個人的に確信さねばならないのである。かくして党組織は有権者を取り戻す必要、内証で彼に問答式に教えかつ勧告するの必要に直面する。これは党組織によるどんな形式の宣伝も全く届かなかった人々に対しても適用される。投票の決定的瞬間になると党組織は、その候補者への投票を勧めるためにあらゆるドアをノックするのである。

過ぎし日の選挙のキャンパス (canvass 戸別訪問) は、昔からの万物の理法

(order of things)の道具であり、その完全な鏡であり、その生きている魂であった。コーカスは有害な社会諸勢力の専制を主義主張の効能 (efficacy of principles) と取り代えると云って出発したけれども、後者の不適切さを前者によって補うことをもう一度余儀なくされた。そしてこの場合、その品位が最低の形での人々への行為に頼ったのである。といっても、事実上、キャンパスがなければ選挙戦場の様相は大きく変わっただろう。選挙民の大部分が顔を出さなかっただろう。そして政党はその構成団体の多くを失くしただろう。最も楽観の見積りでさえ、多かれ少なかれ自発的に投票するとみられる有権者数を50%としている。その割合はおそらくもっと減じて40%から35%が真実により近いものであろう。

政党の観点からのその重要性は何ら失われて来なかったが、キャンパスの作戦はますます複雑なものになってきた。過去30年の選挙権の拡大は、ハントされねばならない有権者数を増加させてきた。1867年以前にグレート・ブリテンで有権者であったのは1,200,000の市民だが、今日(1895年)ではそれは5,600,000に近い。また、意見と社会集団の分化によって、投票者に及ぼしうる動機と影響力は多様化してきた。その結果、キャンパス員がそれによって働きかける「人に訴える立証 (argumentum ad hominem)」は、前の時代には知られざる様々な形を取らねばならない。そのほか各党は、候補者の友人に加えて有給運動責任者 (paid agents) を含んだキャンパッサーズの多数を自由に使えない。選挙の腐敗・違法行為に対して1883年に制定された法律は、有給キャンパッサーズの雇用を禁止した。これが票の買収を隠蔽する方策の一つだったからである。自分自身を売るような有権者たち、対立する候補者間でためらう態度不明の有権者たち、あるいはその他身内や友人に及ぶ影響力から、幾人かの票を獲得できる人々が、表面上キャンパッサーとなることは通例であった。かくしてキャンパッサーたちは、今や、大量の選挙民やその様々なグループで可能な限り強い掌握力をもって対処できる、同時に自発的な働き手でなければ

ならないのである。

コーカスは、1883年法による規制にもかかわらず、これらの新しい急迫した事態に対処する立場におかれる。Hundreds (何百人委) のメンバーとその委員会は、選挙中その殆どすべてがキャンパッサーとなる。それは党組織がその構成員に、とりわけ名前を貸したり財政上の支援もしない人々に望む主要なサービスなのである。党協会への会費納入が迫られないとしても、それは非納入会員はその代わりに体で働くということになっているからである。こうした人々は選挙人登録のキャンパスの際も現われる。だが、そこでの仕事はより一層メカニカルな類のものであり、法に抵触しないように、有給運動責任者に任される。「運動員 (workers)」が担う真の役割は、選挙のキャンパスと共に始まる。この重要な仕事にかんがみ、黒幕たちはその運動員の中にエキスパートを送り込もうとする。しかしながら、非利己的献身がコーカスが必要とする援助の全てを供給するものではない。コーカスは、1883年法にもかかわらず、嚴重な秘密の下にかなり多くの有給キャンパサーズを雇わざるを得ない、と考えている。

キャンパサーズ達の数多くの隊の重要性には二つの面がある。彼らはコーカスの「働き」手であるだけでなく、それぞれの活動範囲で彼らもっている得意先コネクションをもコーカスにもたらす存在である。工場や仕事場の職長、労働組合やその他の会の活動的なメンバー、宗教的共同体の信奉者、教育または教化のための結社の代表などである。こうした人々は黒幕らがイニシヤチブをとって党協会の委員にされる。そしてキャンパスのときこれらのコーカスのメンバーがもつと思われた権威は行動に変わる。彼らは党戸別訪問員として出て来るのだが、彼らを決して知らない者ではなくしかも彼らに従う癖がある人々に対処するのである。

選挙のずっと前に年次の選挙人登録の戸別訪問の際、地盤の偵察が行われるが、そのキャンパスでは登録の改訂を要する事柄と共に有権者の「政治」が書

き留められる。こうして得られた情報に助けられて、選挙のキャンパスは選挙人登録の方法で開始される。即ち、都市区の各区（ward）は戸別訪問員に渡される小ブロックに分割される。各訪問員は、その地域の選挙記録を含むキャンパス・ブックを携え、投票の約束を得るかあるいは明白な拒絶にあうかの単独の公式的使命をもって、政党の区別なく全ての有権者を訪問するのである。交渉の性質と範囲は限りなくさまざまである。あるときは単なる質問と回答のやりとりだが、それが好都合なものなら訪問員は筆記しておかねばならない。長い会話の時もあるが、そこでは訪問員は説得力ないし個人的魅力を示さねばならない。有権者にもし候補者のプログラムないし人物に何かためらいがあれば、訪問員は候補者が可能な人全ての中で最良の人であり、彼のプログラムはあらゆる面ですぐれていると証明し、説得しなければならない。部分的な相違があるときは、訪問員は有権者と候補者が一致する点の重要性を強調する。有権者の支持が得られないときは、とにかく中立をとり、棄権するように頼むのである。特別な要求で大きな望みをもつ有権者には、その候補者が最良の代弁者と信じさせる。そしてキャンパッサーは候補者に代わって約束するのである。同時に彼はライヴァルの候補者を公私にわたりためらいなく攻撃する。

こうして、選挙人の知能と徳性そして彼自身の道徳基準に従って、キャンパッサーは順次に議論し、説得し、仄めかし、約束し、おどし、あるいはそれ以上にまで行く。彼は最初の試みで必ずしも成功しない。政治俗語で「疑わしい」（doubtful）有権者、つまり政党選好なき者または積極的な支持ないし反対を示さない者は、異なる人によって何度も戸別訪問を受ける。キャンパッサーたちの総会では、誰がこの人を戸別訪問するか、そして誰がそれを監督するかに関して人についての懇請がなされる。その使命を受けた者が成功しない場合は、新しいキャンパッサーがその任務を引き継ぐ。ときには一有権者を一ダースもの人がキャンパスすることもある。キャンパスがよく施行されている所では、訪問を受けない有権者はいない。チェックするだけの目的であっても、党協会

はキャンパスを繰り返すのである。広大な農村区では、たとえば保守党員が自由党のキャンパッサーと偽って回り、票読みをすることもある。キャンパスがどんなによく行われようとも不確実性は疑いもなく常にある。1872年に導入された秘密投票制の下に選挙民は、自分のした約束を破ることとがめられる危険を冒すことがないことでも明らかである。だが党組織の人々は、そのロスをあらかじめ殆ど数学的正確さで見積ることができる。有権者が一万から一万二千人の選挙区で150票から250票以内で正確な結果を予測(票読み)できなければ、その組織は非効率的なものとなされる。

この票読みは、選挙民を投票日に放ったらかしておかないということを得られるものである。かなり多数の選挙民は一旦投票所内にいれば、間違いなく投票するが、放っておけば、気楽さ、病気、高齢、その日の仕事の疲れなどで動こうとしない。選挙民を投票所に連れていくために、コーカスのワーカーズは彼らを馬車で運ぶ。この仕事がキャンパスの仕事の仕上げである。キャンパッサーたちはそれまで有権者一人一人についてよく把握しているのである。投票日の前夜、党組織は各有権者に選挙人名簿における彼の番号を教えるカードを送る。投票場のドアには党組織のエージェントらが立ち、各投票者が投票を了えて部屋を出るとき、彼の番号を言わせたりカードを渡させたりする。各投票者は彼の党の旗をまとったエージェントに群衆の前でそれに応ずる。投票を約束しながら投票をすませている者はすぐにピックアップされ、全速力で連れて来られるのである。

有権者を投票場に運ぶことで仕上がるこの大層骨の折れるキャンパス作戦の主な結果は、その党がはっきりした政治的意見のない投票者を獲得することである。これからあれへと政治上の意見の会話は実に夥しい。そこで改宗する者はきわめて少ない。ある所では、いつも時の政権に反対して投票するようなプロフェッショナルな改宗者を除くと、それは1%だけだと見積られている。とにかくコーカスは、こうしたグループを無視することなく、正規の諸政党の境

界に住んでいる浮動的な有権者大衆に主として影響を及ぼすのである。

キャンパスとそれを準備し成し遂げる組織が果たすこの役割は、選挙の機構のかなめ石的なものとなる。党協会はその専従幹部 (permanent cadres) だけが多数のキャンパス要員を供給できるので重要である。党協会の能力が測られるのは、その党员 (adherents) の数ではなくキャンパス要員の数によってである。5000人の党员と50人のキャンパス要員がいる協会は、500人のキャンパス要員のみでその他は党员名簿にない協会より価値がないものである。その人数が彼らの選挙区のみならず、必要とあらば隣接する選挙区の選挙闘争の運命を決しうるのである。だから候補者にとっては、キャンパッサー隊を使う可能性または不可能性が、前もって彼の立候補の運命を定めるのであり、ここに無所属候補者が当選する機会を妨げられる理由がある。

こういう次第でキャンパスは、それを行い党組織に貢献する「運動員」に当然のこととして特殊な権利を授与する。自分たちの役割の重要性をよく知っているので、これらの人々は、とくに「運動員」の大多数をなす労働者のコーカス党员は、党組織の名誉の階層秩序 (moral hierarchy) における並み以上の地位を求める。そしてこの肩書きをキャンパスで働かない場合の大物 (big-wigs) に譲ることを拒否するのである。これはキャンパスの仕事がしばしばかなり不愉快なものだからである。商店主や労働者は、その日の仕事でむしろ休みたい夜だけしかそれができない。しかも町の遠い所までで暗い中をランプを持って行かねばならぬかもしれない。時には馬鹿にされ嘲けられるようなひどい侮辱にも耐えねばならない。それ故に、かなり多くの人が「人間の屑 (residuum)」をキャンパスしないですむためにコーカスに属することを断わる。それにも拘らず、協会の主要幹部が自分自身でキャンパスを行い、妻や娘まで一緒に回ることすらやっけてのける範例もある。えらい務めを果たしたという意識だけが、キャンパス要員の報酬ではない。金を支払われている者は別として、他のキャンパッサーの大半は感傷的な調子の考えでは揺り動かされな

い。コーカスで働く党员の間で一番重要な者は、党組織によってタウン・カウンシル（市議会）の地位を求めそこに、落ち着く。名誉職の市長（Magistrate）に推薦される者さえある。その他のかなり多くの者は、「運動員」の肩書きから彼の党がタウン・カウンシルを支配している所の市当局（municipalities）が随意にできる沢山の小さな下位ポストの何かにありつく。下っぱ（small fry）どもの報酬は、リフレッシュメント（軽飲食物）を選挙期間中キャンパスから帰った夜毎にいただくことである。

党組織がキャンパスで著しい成果を収めるとしても、またその最も活動的な党员がそこから彼ら自身のためにある利益を得るとしても、普通の有権者について同様に言うことはできない。選挙民は多くの点でキャンパス制の犠牲者である。第一に、それは彼らに大きな個人的困惑をもたらすものである。選挙の時が始まると、直ぐに選挙民は諸政党に属する戸別訪問員の食い物になる。昼間も夜も有権者らが戸別訪問員から無事な時はない。夕食時や寝ようとする時つかまる不運な票保有者もいる。

選挙民は、彼らの私生活の作法にキャンパスによって干渉されて、その精神的存在の面で、また人間ないし市民の能力の面で一層シリアスに傷つけられる。キャンパスは彼らの尊厳と誠実さへの系統的な攻撃である。キャンパッサーはこれらの人々の品性を落とすが、その前に自分自身を低めるのである。秘密投票法（1872年）は選挙民に精神的防衛権を与えたが、キャンパッサーがこれこれの候補者にと約束させるので死文と化している。勿論、秘密投票法は不純な腐敗している企てに対して個人の良心を保護しようというものであった。キャンパスはそれら腐敗の企図を一つのシステムに組み立てる。選挙民から約束を取りつけるために、キャンパッサーが彼らの理性に訴えることは減多にない。キャンパスの定説がどうであろうとである。大抵の場合彼は、有権者の知性ではなく、無知に、信じやすいことに話しかける。虚栄心や利己主義、階級・カースト身分・宗派の俗な偏見、家庭の生計についての懸念、恥ずべき貪欲など、に訴

えるのである。キャンバッサーは、みずから腐敗の代理人として行動しないと  
きも、それへの道をひらく。彼は選挙民の中にその種を蒔いていく。しかしキャン  
パスは、モラルの阻喪を拓ける一方で、究極的にはこの国の全政治生活を打  
破せんとするのである。選挙民の泥沼の中に降りる一方でキャンパスは、その  
ままでおけば、大方、政治的無関心の深みにおちこんでいたであろう有権者層  
(elements) をそこから引き上げる。そしてそれが、この人々を国民の決定者  
に近いものにするのである。というのは、その大部分が一つの側から他の側に  
移るとき、どの政党に支持が変わるかで形勢が一変するからである。

#### 4 選挙運動——選挙演説及び広告

古くからのキャンパスによる選挙運動を行いながら、コーカスはそれが創り  
出した新しい行動様式をとり続けるだけでなく、それを最高に可能な圧力に育  
てている。これらの方法の中で最も重要なのが選挙演説 (stump) である。そ  
れはキャンパスと並行して作動する。選挙期が始まるとどの選挙区でも演壇は  
雄弁でいっぱいである。区域のあらゆる所から両性からなる話し手が集まる。  
それからその選挙区はその地区の候補者や議員、近隣の党協会の書記や代理人、  
プロの講演者、女性政治家 (lady politicians) などを含む相争う二つの団体に  
文字通り侵入される。全員が朝から夜までしゃべりまくることで選挙民に対す  
るのである。公園や広場、公共的場所、街角などで演説するのである。雄弁は  
2000人の集まりの時と同様に20人の集まりでも惜しみなく揮われる。毎晩、町  
の各所でいくつかの集会が同時に催される。この大演奏会で競り合う候補者た  
ちは第一テナーの役割をとろうとする。だが彼らに発言権がないにしても、  
そのポジションは失くなるものではなく他の者が彼らに代わって歌う。パ  
フォーマーには事欠かないのである。しかしこのような演壇の候補者はますます  
す少なくなりつつある。こういう人は相当な金を使う用意がないと雇うことが

難かしい。概して候補者たちは公正な発言権を持っているし、演壇を自分の手で多かれ少なかれ名指揮者と共にリードするのである。

選挙運動中の莫大な弁舌の努力は、確信を植えつけるというより都合よく行く意思を強めること、勝利への喝望をひき起すこと、そして群衆に同じ目的を印象づけることである。演壇から落ちてくる言葉のほとぼしりの絶えざるがたがたいう音は、より一層感動しやすいう権者を催眠術をかけられた者の如く、要求されるすべての仕草を再生するような半無意識の状態に陥しいれて終る。要するに、集会は「熱情」をひき出すことに役立つのであり、それが今やますます党組織の主要な仕事である。小さな集まり、大集会、示威運動<sup>デモンストレーション</sup>、松明行進などすべてが「熱情を高める」べく意図されている。事実、多くの有権者が彼らに力らしきもの、人数の優越らしきもの、を与えるこれらのすばらしい業にうっとりする。実は大集会や示威行動は全く何も証明しない。それぞれの党が「極めて熱情的」な集会を組織することに成功するだけである。会場から溢れ出るほどの集会でさえ、しばしばごまかしに過ぎない。ホールのあらゆる所がコーカスの証明書を持った党员であらかじめ占められる。そして反対陣営の妨害者や乱暴者がやってくると、これらの者のために別の集会が時を移さず組織され、予備役の二、三の演説者がそこに割り当てられる。そこで他の部屋では候補者と彼の友人らが、「名状しがたい熱情」の進りでさえぎられるだけで気楽に話せるのである。対抗する党も同様な効果を生み出しうるのである。全ての問題は接触伝染の二つの源泉のどちらに、無関心な選挙民が「熱情」の一口を受けるか、そして「勝ち馬をとる」かである。投票に先立って集会等の運動は、人々をまぎれもなくスポーツの性格の大なる興奮状態に投げこむ。大多数の者にとって問題は公共利益の意識でなく、競馬場の心配である。選挙の時私は幾度も（英国の運命が決められる）ダービー競馬（the Derby）について深く考えさせられた。

婦人や子供たちにも投票日は全くフェア（慈善市）の興奮をもたらす。彼ら

の夫や父親の属する党旗のロゼットやリボンをつけて街路にグループで立ち、選挙の馬車が通り過ぎる時、叫んだり、励ましたり、やじったり、ハンカチを振ったりする。真っ先に候補者が夫人を伴いオープンの上輪馬車でやってきて、戦闘開始の際将軍が部隊をみて回るように、次々に選挙事務所を回る。老いも若きも万歳を叫んで、候補者に万歳三唱、夫人にもまた万歳三唱して声が枯れる。それから有権者たちが投票所まで連れて来られる。肉屋や食料品屋は白いエプロンをつけ、大抵が仕事着のままである。他方、馬や馬車はスマートに見えるようにされていて、党の旗や「スミスに一票を一よき賃金のために」とか「ジョーンズに投票を一勤労者の友」といった最後の訴えのポスターで飾られる。町のいたずらっ子たちは彼らの党候補者を祝って行列を行う。この投票日は十分よく見せられねばならない。翌朝には完全な静けさがもう一度戻り、選挙の思い出すらしだいに消えていくことになる。

キャンバスと選挙演説と並んで大切なシェアを割り当てられるのが「政治的広告」であり、それは選挙活動のいわゆる三部曲の中で最後に連結するものである。政治的印刷物はキャンバスと選挙演説を両者のある面を引き受けることによって仕上げる。ある時は、それが個々の有権者に作用する。それは政治的文書の属名として知られるパンフレットやリーフレットからなる。別の時には、演説の如くまとまった有権者にポスターの形で話しかける。われわれは政治的文書の性質についてすでに知っている。この種の印刷物の主たる配布はまさしく選挙時になされる。その小さな小包が各有権者に郵便で届けられる。選挙事務所には来る人に渡すべくそのストックがある。リーフレットやそれに含まれる特別な選挙人グループの訴えには特に注意が払われる。

ポスターには実に様々な形式と主題のものがあるが、キャンバスや演説を最少限に理解できる人間のために簡潔に要約した、選挙運動のエッセンスのようなものである。荘重な修辭、ユーモアのある普通の言葉、数字の並び、妥当な説明のあるカリカチュアは、全てが教え、議論し、攻撃し、なじるところの、

理性、情熱、偏見、無知、軽信に訴えるところの、希望や惧れを抱くところの、エゴイズムと個人的利益で動くところの、非常に多くの形態なのである。最も物質的側面がさし示されるこの最後のものは、その金の表現ないしは農村の人々のように未発達で単純な人たちに対処されねばならないような初歩的な表現に変えられるのである。候補者の勝利か敗北かは、選挙民に対し家庭におけるベーコンがより多いか少ないか、賃金が高いか低いかといった問題として提示されるのである。

### Ⅲ 腐敗選挙と政党組織 (抄訳)

#### 1 腐敗行為の歴史

有権者の個人的利益に向けられる訴えは、彼らの票の最終的帰結として、市民としての彼らに生ずることになる間接的利益を彼らの前にぶらさげざるだけなのか。それともそれはまた、直接かつ即時の個人的満足の提供をも含むものか。要するに、言葉の法的意味における腐敗に、コーカスが管理する選挙運動で訴えるのか。その行動については、この問題への言及でいくらかの仄めかしがこれまでなされているが、それらは説明を要する。

買収が長い間イギリス政治生活の一般的特徴でありまたわざわざであったことは、よく知られている。時のたつにつれ、そして有権者構成に導入された修正によって、買収はその性格を変えたが、その防止ないし抑圧のために制定された諸法にも拘らず存在し続けた。1832年以前まで遠く遡れば、この腐敗都市選挙区 (rotten boroughs) 時代には議席は最高値の競買人にせり落とされたり、選出権 (franchise) を握っていた寡頭支配の都市団体 (municipal corporation) から買われたりした。より多数の有権者のいる所では、売りに出る選挙民が個人的に買われた。一大改革法案 (第一次改革) でもたらされた腐敗選挙区の廃止と選挙権の拡大が、この最後の方法を一般化してきたのである。1854年の腐敗行為防止法は厳密な規定と厳しい罰則をそなえたものだったが、政治的慣例にいかなる変化も及ぼさなかった。1867年の新たなより大なる選挙権拡大 (第二次改革) は、買収されねばならぬ人数が過度に増えたので買収を困難にすることになったが、よりよき結果をみることはなかった。これに反して余り恵まれない諸階級に属する新有権者は、自分を売る用意のある選挙民の割り合いを増大させただけであった。その効果はたんに買収の代価が一ぺんに下がったことである。1872年の投票法制定後はとりわけそうである。秘密投票制を導入し

たこの法は、買収を受けた有権者が実際に約束を守ったかどうか確かめることを不可能にした。それ故に買われる約束の値打ちが下がったのである。投票日間に形勢を一変させうる票のために払われた法外な値段は、今や歴史と伝説の世界に過ぎ去った。しかし他方、買収のより軽いあるいは形を変えた形態 (disguised forms) が、かなりの範囲まで拡がって来た。銀貨やりフレッシュメントを配ったり、数多くの選挙民をキャンパス要員、使い走り、書記、ピラ張りなどの名称で仮空の雇用をすることである。結局、1868年総選挙で腐敗行為はこれに先だつ半世紀の全ての選挙のときよりもひどく蔓ったのである。1874年総選挙は、秘密投票法が初めて適用されたにもかかわらず、決してより清潔ではなかった。そして1880年総選挙は候補者による不正支出の点で前2回の総選挙を上回った。それは総計3,000,000ポンドと見積られた<sup>(1)</sup>。

これはバーミンガムで創設されたコーカスが参加した最初の総選挙であり、その参加は徹底したもので、腐敗の行為もまた拡がったのである。その政治舞台への出現に当ってコーカスが、いささか誇大に、それは政治生活を浄化するものであり、その大望は疑いなく誠実であると表明してきたことが思い出される。だが、現実と向かい合うと、多くの党協会が古き慣行に落ちこんだ。かなり多くの所で旧体制の選挙屋たちがコーカスに加入し、その執行委員会にすべり込みさえした。そこで彼らは古くからの方法に頼ることを示唆し、誘惑した。選挙腐敗の古典的エイジェントである「月からきた人 (Man in the Moon)」<sup>(2)</sup>は、再び彼の作動を再開する用意ができており、彼の務めを果たすことをためらわなかった。こうした仕事が政治的マナーの改革に望ましくないほど極めて頻繁に受け入れられた。バーミンガムの保守党が信用されるものだとすれば、その

---

(1) Hansard, Vol. CCXXIX, p. 1672

(2) "Man in the Moon" のニックネームは一般に買収のための秘密の代理人 (agents) に適用されて来た。

市の自由党協会は、コーカスで名高い原型だが、腐敗行為に頼った第一のものであった。<sup>(1)</sup> そのとがは証明されない。おそらくそれが真実だかどうか確かめる機会など提示されないが故である。しかし、そうした機会は他の幾つかの選挙区で生じた。1880年に選ばれた議員の当選無効を求めた訴訟によってである。審問で明らかになった諸事実が、保守党組織のいくつかはもちろん、いくらかの自由党協会をもひどく傷つけた。<sup>(2)</sup> それらはまた、選挙腐敗にちょっと手を出した党協会は、その集合的で匿名の性格から、旧き時代にあったよりもずっと危険な状態の下で、それを実行できるという事実を確認したのである。そのわざの<sup>マスター</sup>大物たちは、シニシズムと同様なものまた純真さのような冷静さをもって党協会の背後に身をかくした。例えば、候補者と彼の選挙事務長が辞任することによって党協会との関係を断つに至る時、大物たちは候補者らはもう党協会に関係ないので、自分たちはどんなに違法でも彼らの行為にも、その多数のメンバーの策動にも責任を負われないという信念で静かに腐敗行為にふけるのである。<sup>(3)</sup>

他方、党協会もまたしばしば抜擢する腐敗の犠牲者であったことを指適することはまず正しい。党協会は、その候補者たちの成功を危うくすることさえなかったら断つた方がよかったであろう、利害関係のある申出や要求をたえず受けたのである。選挙がやってくると、多くの有権者がピラ配りや使い走りなど架空の雇傭に浴さんとして協会に加入する慣わしであった。選挙で「助けた」とか「働いた」と主張する沢山の人々の要求が、候補者の支出をかつてなく膨らませる結果となった。それ故に、1880年選挙スキャンダルの結果、政府が下

(1) バーミンガム保守党協会副議長のレター (The Times of April 21, 1880) による。

(2) Bewdley, Boston, Canterbury, Chester, Macclesfield, Sandwich などの選挙腐敗調査を参照。(Blue Books, 1881)。

(3) これは Chester の選挙で自由党協会とその候補者が法的責任を免れるためにとつた腐敗選挙の事例にもとづく。(Blue Books, 1881)

院（庶民院）に腐敗行為に対する新たなより厳しい法案を提出したとき、自由党コーカスはそれをまとめるために極めて本気で有益な援助をなした。その協力はなおさら誠実なものだったが、それはこの新しい法によって目指された諸目的の実現が、いわばその個人的利害にあったからである。パーミンガム・コーカスがこの国の至る所で自由党穏健派と繰り抜けていた戦いで、右派のホイッグ派（Whigs）は、その軍隊は全線にわたってすでに打ち破られていたが、あちこちに踏み止まっていた。急進派コーカス（Radical Caucus）の余り金のないライバルに対して、選挙ではホイッグ候補が大なる富のお蔭で優勢だったからである。（1885年の議席再配分法ができるまでイングランドの選挙区は大抵2名区であったのでここにみる自由党内での金権候補対非金権候補の争いもあった。訳者註）だから、自由党の急進派候補は、選挙費用が自発的であれ強制的であれ適度な金額にまで減じておれば、より一層対等な条件で戦うことができたかもしれないのである。

## 2 1883年腐敗防止法

1883年に成立した新腐敗防止法（腐敗・違法行為防止法）は、それが導入した二つの大きな変化によってこれを可能にした。即ち、選挙運動用の選挙民の架空雇傭を禁止したことと、選挙費用の最高限度額を設定し、それ以上使えば候補者は議席を失うとしたことである。これらの規定を施行するためにこの法はもう一つの刷新を付け加えた。選挙に関連する支出を、候補者からそのために公式に任命され、選挙費用が法定限度額をこえなかったと会計報告書で証

---

(1) この金額は選挙区の有権者数に従って異なる。都市区は£350から£920、農村区では£650から£1790であり、これに候補者の個人経費£100がプラスされる。

明する義務をもつ、選挙事務長 (election agent) による事以外の別の方法で行うことを禁ずる条項である。他の者が団体によって候補者に代わってなされる支出は、選挙事務長の会計に入れられねばならなくなった。そうしないと、腐敗の目的からなされると扱われるということになるからである。

この法の全体的に極めて厳しいトーンと共にこの規定は、選挙運動に参加する誰でもを脅やかすようにみえた。この新法下でコーカスがやっていけなくなることをある者は希望し、他の者は怖れた。明白に選挙罪の重荷を良心に刻みつけていた若干の党協会は、非常に警愕して解散したほどである。しかし、経験から希望も恐怖も共に根拠のないものだとすぐに分かった。コーカスは完全によく機能し、腐敗防止法に触れるぎりぎりの所を航海し続けながら、その疑わしい行為で候補者の議席を無効にされる、その仕事の成果を失なう危険をそんなに冒さないのである。というのも、候補者が事前に唆られずまた知らされなかった協会の行動ないし彼の選挙に公式に関係ないことについて、候補者の責任の法的証拠を整えることは、極端に困難だからである。厳密に言えば、党協会は不確定な間隔で生ずる立候補とは独立した常設的存在であるのに対して、候補者は選挙期にだけ出てくる存在なのである。そして協会は候補者が選抜される以前のおそらく何年も選挙民に作用しているのである。後者 (候補者) はコーカスが以前になしたことに責任をとらされうるのか。また彼は確信あるアリバイ (alibi) を作ることはできないのだろうか。協会が、やがてくる立候補のための基礎固めで来たした費用は、候補者に許される費用最高額に含められうるのか。これらの問題に答えることなく、この法は、エイジェンシー (代理行為) の事実を各々の特別な場合に法廷で定められるべく残している一方で、彼のエイジェントらが犯した違法行為についての候補者の責任に関する古い規定を再生産したのである。だが、代理行為の問題はいつも選挙法学における最も厄介なものの一つであったし、コーカス—協会の集合的で匿名の性格から、この法に明白な規定がない中で、それらに代理行為を承服させることは容易で

はないのである。それ故に、協会と候補者の関係についての極めてルーズな法的定義が、新しい法の下で以前にあったよりもよりよいとは、経験からみて言えない。そして協会は、総じてその永続的存在のお蔭で、83年法の効果を同法により抑制されるよりもむしろある程度まで無力にするのである。

こうした事態はこの法の適用に際して明白になる。第一に腐敗の兵糧を絶つために選挙費用に法的制限を課している、いわばこの法のかなめ石である規定に関してである。立候補を進めるが、法定額を越えておればその選挙は無効になったであろう相当額の経費は、党協会がその正常な機能遂行のために排他的に負うものとされる。党組織は不正な支出を有権者登録を行うことに関わる経費と同様に合法的なものと装ってつくろうのである。選挙で禁止されている「運動員 (workers)」の報酬だが、コーカスは有権者登録のキャンパス要員に名目的に委任することによって、前もってその支払いができる。83年法は有権者

---

(1) この法は党協会と候補者の関係についてより厳密な定義を下すことを上記の観点から省略した。1883年法の審議中、コーカスに対し特別な手段を取るべしという緊急かつ激烈ですらある陳情が立法府になされた。政府が目じたのは、次のような事実であった。この法案は党協会が腐敗の目的をもって候補者とは別個に、そして選挙前に使った経費に触れないということとか、この法案は全く名目的な会費で始まり、ピリアード・ルームやダイニング・ルームを備えているが、その唯一の目的がその会員の票を特定の党のために獲得することであるクラブに対していかなる規定も含まないことである。また協会、ともあれその運営委員はその会員が犯した違法行為で罰せらるべという要求もあったし、政治組織の指名者として出て来たどの候補者も腐敗行為に付随する罰則が適用されるべきだと提案もあった。こうした提案は、大抵野党 (保守党) 議員からのもので急進派のコーカスへの激しい攻撃を伴うものであった。内閣の一員であった急進派コーカスの指導者 J・チェンバレンには、政府に出された修正案を受け入れようとする気がなかった。そして政府はそれらを無益なものとして斥け、後の段階で検討されようとして示唆した。この法案はすでにこの法の厳格さを余りにも強めたので、法解釈が容易になしえないような新たな細目をとり入れて荷を重くしすぎることはできない、という疑う余地ない信念からである。Hansard, Vol. CCLXXIX, pp. 1667, 1670, 1686, 1687, 1695.; Vol. CCLXXX, pp. 392, 395, 597, 610-615, 1459.; Vol. CCLXXXI, pp. 311, 1133, 1142.

登録に関して報酬支払いを禁じていないからである。実は大半の場合、選挙登録キャンパッサーの人数は過度に膨らまされないが、幾つかの所ではそうでなく、ときにはスキャンダル<sup>(1)</sup>の程度にまで至る。例えば、平均的規模の都市区で選挙センサス (electoral census) を行うことになっている何百人もの人々が従事している。この作戦は、選挙人名簿をチェックするための情報収集という口実で選挙民を繰り返し訪問することが、有給エミサリー (手先) の指図で年中運営されている。党協会は候補者のために準備費を使って乗り出す<sup>(1)</sup>が、裁判所がその経費を「選挙費用」の基準に入れられる時期と受けとめ、かつ厳密な言葉の意味における選挙期間 (election time) に限定しないにしても、その時期に直ちに先立つ時期に限定する構えがあるという多少の疑念をもちながらそうするのである。<sup>(2)</sup>

先の総選挙 (1895年) に伴う争訟でこの手ぬるい判定が下さる前ですら、幾つかの党組織は、その行為・経費と選挙期間中のそれらとの連続性についての解決を明白な方法で確立するさまざまな方策を思いついていた。候補者の「選挙事務長」が、党協会から過去の何年もの間に蓄積された戦いの資料を収めたキャンパス・ブックやその他の情報を、5ポンドか6ポンドの適当な額で購入することもある。彼はそれを正確にやがて当局に出す費用報告書に記入するのである。ある協会<sup>(2)</sup>は選挙期間の前後に営まれる選挙運動の連続性に関して、裁

---

(1) Blue Book, 1893, pp. 84, 91, 92.

(2) Haggerston での選挙裁判判決で判事の一人が、「代理行為の解釈理論が実際の選挙戦がさし迫らずと以前の時期に戻されることになるのには全く満足できない」と表明した。(Blue Book, 1896, Controverted Elections, Part I, p. 30) 同様にスコットランドでの選挙訴訟で判事の一人 (判事2名の下に選挙裁判が行われる一訳者) が、罪を負う時期は、「少なくともそんなに前の時期ではない。公認 (nomination) の日とは言わぬが、それに直ぐに先立つ一連の出来事の日であり、それは、総選挙の場合は解散宣言で始まり、補欠選挙では欠員宣言で始まる」という意見を述べた。(Ibid, Part II, p. 36)。

判所に手がかりを与えないかなり思い切った方策に訴える。この全期間はじっとしている。その開始の時、活動を中止し、協会に従う者 (followers) を解隊する。彼らはフリーランスとして戦うのである。党協会は、代理行為の危険性に対してガードを固め、候補者のために犯した諸行為の連続性を免れるという同じ目的をもって行動しながら、選挙期に入る前に候補者と共に半公式的やり方で現われて来るのである。党協会は候補者をあらかじめ採用せず、起こり得る次の空席にかんがみ、その交渉開始をするだけである。そして後者は回答せず、党協会の庇護を受けて、公衆の意向をつかみかつ十分な調査をして決心するために、一連の集会や「懇親会」などで繰り返し選挙区を訪れるのである。選挙の宣言で彼のためらいは終わり、彼は受諾し、採用される。その時まで彼は「立候補予定者」にすぎず、その行為は、法の上で別の者であるこの「事実上の候補者」を法は縛らない。最新の判決は、党組織に生み出され、あらゆる免責権を受けている「立候補予定者」のこのような地位を大抵認めて来たのである。<sup>(1)</sup>

かくして、党協会の介在を通じて選挙費支出が「選挙費用」とみなされないものであり、その協会が責任を負わされるべき候補者は、そのようなものとして現われることのない者であり得るのである。

### 3 腐敗の残存—その新たな様式

費用制限の画期的防止策は未だ十分な効果を収めていない。事実上の腐敗行為の禁止・抑圧もまた成功していない。そしてここにまた党協会がそれと何らかの関係があったし、なおあるのである。最初に、1885年と86年の総選挙に伴っ

---

(1) Blue Books, 1896, part I, pp. 7, 10 (Lancaster の選挙); Part II, pp. 32, 36 (Elgin and Nairn の選挙)。

てこの腐敗防止法は不思議によく効くすばらしい矯正法のごとき効果をもつようにみえた。しかし、しだいにそうした事は実際は何も起っていない、そして形式 (forms) のみが変わったのだということが明らかになった。商品としての伝統的な票の買収は、すでに1883年法以前に衰えかけていたが、かなり減少して来ている。だが、それはなお続いている。そしてそれはコーカスの協力なくしてではない。同時にそのような協会は、この腐敗の方法において大変に重要なファクターであることが付け加えられるべきであるが、1883年法は疑いなくコーカスから腐敗分子を一掃したが、ここそこになお幾らかは残っていて、ときには協会にとってその能力ゆえに絶対必要である議長とか高位の人々の中にもいる。「月からきた人」は稀な存在になったが、まだ化石の哺乳類には入れられない。彼は大体第三ないし第四級の競馬狂のランクから連れて来られる。コーカスの正規のエージェントたちもときには一緒にその仕事をする。例えば、選挙が始まる時選挙区を回るコーカス要員の一団のうち、全部が車の上からの遊説などでの仕事や協会や候補者の選挙事務所に張り付かない。「特別使命」を受けて出かけ誰かと会う者もいる。彼らは「月から来た人」の神秘的慣行に訴える必要はない。正当な地位にある協会代表として白昼であっても注意を引くことはない。他の多く政治家のように彼らは、まさしく「選挙の応援」にやって来たのである。

しかし、そのエージェントらの性格におけるよりも腐敗の形式や方法においてリアルな変化が起った。その幾らかはコーカスが特別に寄与しものである。腐敗は殆ど直接的なものでなくなり、票の売買は減少し、明白に表わされるといよりはむしろ変装したより品のいい方法に道を譲ったのである。同時に、作動の仕方も変えられて来た。即ち、夥しい特別な交渉を帯びたかつての個人的腐敗は、相当な範囲で、言わば、大仕掛けの腐敗に受け継がれて来た。それは選挙民の激増が不可避にしたものである。買収、供応という英国選挙腐敗の二つの伝統的タイプが、新しい事態に適應するものに変った。かくして買収

は、結果からみて、腐敗と描かれる慣行に道を譲って来た。その中でもっとも洗練されたものが、議会候補者について競争馬のように行われる賭け事である。ある候補者の党派のAが問題のその候補者が敗れるかBと賭けをする。これに勝つためにBはあちらの候補者Q. E. D.に懸命に投票する。この独創的プランは間もなく一撃で相当数の有権者をつり上げる桿杆となった。保守党候補者側の一人が、この候補が選ばれる場合に賭け事社会の指導的人物にかなりの金額の賭け金を約束する。それによって他の者がこの人に彼が賭ける全てを賭ける。そのほか、賭け人の中で権威ある者が、上々のチップとしてその保守党候補の名前を取るようになる。賭け人たちは急いでこの人の好意に沿うことになる。勿論、全部の票が彼に固まり、彼らの友人たちにも同じことを試みようとする。Q. E. D.はこれら全ての人数によって直ちに倍化される。鋭敏な感覚で送り出された単独の「<sup>スペシャル・ミッション</sup>特別使節」が、この結果をもたらすのに十分なものである。

選挙の戸別訪問は、買収のよき機会の一つとしてよく用いられたものだったが、今ではただの間接的な腐敗の回路にすぎず、党組織の手先になる者が後で処置することになる手掛かりを与えるだけのものである。今日では無給のキャンパッサー、コーカスの会員、熱烈な党員は、たいてい選挙法を遵守する気持が極めて強いので、金やそれに類するものを出さない。だが、特別な配慮を受け入れやすい有権者についてはノートに記し、上の者にそれを伝える。後者はそれらの有権者に対する適当な媒介物を見いだす。それは一杯か二杯の飲物かあるいは丁寧な言葉ということになる。こうした目的でかなり多くのコーカス・キャンパッサーは、戸別訪問中に選挙訴訟の裁判によって後世の啓発のために保存されて来たそれに類似したリストを作成する。即ち、A転地を欲す。B非常に好意的、だが貧しい。C約束する、が少し酒を欲しがる。D一妻が強い酒を酔うほど飲みたがる。<sup>(1)</sup>

こうしたドリンクで示される供応は買収がますます実行し難くなるにつれて

重要性を増したが、それは古い形ではもう有効に遂行され得なかった。有権者は龐大な数になったので買われぬのみならず、一人づつもてなすことすらできないが故に、供給はより包括的性格の新しい手口 (modus operandi) を要したのである。そして党組織による「人間性の社交的諸傾向に働きかける」プランが、この新たな要請によく適していることが分かり、それが大抵新しい集合的腐敗 (collective corruption) の道具となったのである。1892年の選挙訴訟の諸判決で判事らは、新たな腐敗的供給の重要性とそれを実行する党組織の傾向という二つの等しい関係を極めて明瞭なものにした。ヘックスハム (Hexham) 選挙の判決は次のように言う。

「供給は現在でも有効に行われ得る腐敗の特殊な形態であることが銘記されねばならない。選挙区が極めて大きくなっている今日、首尾よく買収することは不可能となる。……だが供給に関してはそれどころではない。相当な人気を得るには極めて少額で足りる。今日どの選挙区でも政治を全く重大な務めとしない人やどちらの側にも重要性を付与しようとさえしない人がかなりいるからである。彼らは完全に人気のある者に投票する用意がある。仮に供給やピクニックやそういう種類のもので特定の候補者がいい人である、貧しい者に夕食 (supper) またはごちそうやあれこれの接待をしてくれる、という一般的感情をつくり出すことができれば、そしてそれがその選挙区全体に拡がれば、同種の事に訴えなかった協会に対するものとして、投票が行われることになった時、非常に大きな効果が生じ、大層大きな人気を作り出されるのである。」<sup>(3)</sup>

(1) Hansard, Vol. CCLXXIX, p.1662.

(2) この状況を私により生き生きと要約したバーミンガムの一労働者の言葉によれば、「政治は一つの抽象だが、1クォートのエール (英ビール) は見える物だ」。

(3) Blue Books, 1893, Controverted Elections (Judgments). p. 6.

他方、党協会は全く合法的目的をもちつつも「常に違法な手段を取る方へ逸れがちであり、それは危険である」と判決は言う<sup>(1)</sup>。党組織が気前よく行う「懇親会 (social meetings)」は、この危険に実体と一貫性を与えるものである。裁判官が言及するように、喫煙随意の音楽会 (smoking-concert) や懇談会 (conversazione) などは、それ自体必然的に腐敗するものであるが、それらは「容易に腐敗の供応におちこみ」、リフレッシュメントの餌で腐敗しやすい人々を協会にひき寄せからである<sup>(2)</sup>。裁判官らは、この種の行為で有罪判決を受けた党協会に対して大なる厳格さ<sup>(3)</sup>を示しながらも、「接待、ピクニック、ダンス、夕食、お茶、スポーツ等のこの行為は、候補者によって行われるならば、確かに腐敗した供応の条件を満たすことになる」と一度は言明したものの、彼らの主張をその極端な論理的帰結にまで必ずしも押し進めないのである。また別の時には裁判官らは、党協会とその選挙期間のエイジェントらによってなされた一切の行為は、あたかも候補者の代理人によるものごとく、候補者の行為であると取られねばならないという意見は是認され得ない<sup>(5)</sup>、と言明しているからである。

それで党協会とその候補者が、彼ら自身を一緒に余りにも大っぴらに疑惑の目にさらさぬように気をつけさえすれば、選挙腐敗の帰結から身をかばえる。

(1) Blue Books, 1893. p.81, Rochester election.

(2) Ibid., pp. 81, 84.

(3) 1895年の選挙訴訟で示された判決ではこの厳格さはみられず、候補者らが有権者に飲み物を出すスモーキング・コンサートにより一層寛大な見方をしている。一判事は言う。「かなりの学識者会でさえも、どんなに学問があっても、懇談会あり、女性あり、紅茶、コーヒー、その他いい設備がなければうまくいかない。これらはこの人たちにとって他の者にはビールが好ましいと同じように好ましいものである。」Blue Books, 1896. Part I, p. 96

(4) Blue Books, 1893. p. 11.

(5) Ibid., p.62.

たとえそれが、その会員の若干名を危険にさらし、彼らは裁判官がおそらく法の厳格さに合わせて有罪判決を下す気にもならない重要性のない者であってもである。実は、英国における裁判所も立法府のどちらも、議会の議席を議員の個人的な有用なものとしてでないにせよ、とにかく競い合った賞品<sup>プライズ</sup>とみなす古くからの概念を完全に剥ぎとることはできなかった。そしてそれを競争で勝利を占めた者から剥奪するのは、彼とその事務長<sup>エグゼクティブ</sup>のいずれも相手を出し抜くためにごまかしの方法での雇用をしていない限り、不当なものと考えられていたのである。そして最も重要な公的事件が、選挙腐敗事件の法的手続きについても、私的領域に属する問題として扱われる。この法手続きは、敗れた候補者が原告で彼の幸運なライバルが被告となる、民事訴訟のルールに従うのである<sup>(1)</sup>。

裁判官が政党協会を罪に服させた腐敗の供託の事件は、そんなに数多くないが、それは腐敗をなしていることがイングランドでは滅多に日の目を見ないからである。そんなことの証拠を手に入れるのは極めて難かしいうえ、選挙訴訟の経費は5000ポンドもの巨額に上るからである。さらに政界では、そんな訴訟を起こすことが全くフェアとは決して考えられて来なかった。というのは、政党は全て、多かれ少なかれ法に触れる所まで来る実践に訴えるし、「今日は我が身の上、明日は汝が身の上 (hodie mihi cras tibi)」という格言を忘れていないからである。当局に関して言うと、当事者たちが進み出てこなければたとえその選挙運動がもっとも恥知らずの腐敗の汚点を残すにしても、決してかわらないことがこれまで認められてきた。従って、法廷によって日の目を見た事件は、孤立した事実としてではなく、諸々のタイプの性質におけるものとして理解されるのである。

しかし法の罰則を受けるこれらの事例を別として、党協会は、とくに選挙期

---

(1) 「公訴官 public prosecutor」は介入権を有するが、訴訟における第三者に似て二次的仕方 (collateral way) においてのみである。

間に行う「懇親会」を通じて、かなりの程度まで法の摩手をたやすく逃れる集合的供応を確かに実行するのである。法的観点からみれば、これらはただ稀にしか法に抵触するテクニカルな要素を含まない。だが、それが作り出すいささか「社会的」すぎる有権者に及ぼす腐敗効果をみれば、結果は同じである。選挙が迫ると選挙民のこうした部分の「社会的傾向」ゆえに生ずる満足は、すでに過去のものとなり見つけられ得ない。党組織は、幾日もまた幾年も鎮痛剤に砒素を投薬し、困難を乗り越ってほしいに肉体を弱めていく、まさしく家内毒殺者のごとく作動して行く。それから死後検診を医官が行っても、彼は公訴官を動き出させる何もも見出せないのである。

政党協会は、より一層変装した形で、選挙民への一種の腐敗行為を何年にもわたり日々行っている。彼らのために様々な願いをかなえてやることによってである。住まいや仕事を探してやり、患者を病院に入れ、彼らに有益であり得る人への紹介状をとってやることなどである。あるコーカス書記の言葉では、党協会は「貧しき有権者の友愛関係」である。慈善者による援助金の分配は、過去の長い間、党の目的に役立つようによく行われて来た。とくに選挙の支持者が「賢明な慈善の利用」で確保された保守党の場合がそうだった。これらの慣例は、コーカスの組織から価値ある支持を受けて来た。それが多くの所でチャリティの分配を政治目的をもってコントロールする。慈善心のある同教信者の注意を困窮している人々に引きつけ、その党の女性支持者を貧しい病人などを訪問させることによってである。後日、その党候補者は、協会によってきたその援助で慎重に種子が蒔かれたこの収穫を選挙の票の形で刈り取るのである。

しかし、候補者は必ずしも党協会に全てを任さない。彼もまたあらかじめ選挙民を掴むために準備費を使って乗り出すことが多い。「予定」候補者またはたんなる意中の (in petto) 候補者でさえ、腐敗防止法の網の目をくぐって静かに踏み出し、早い段階に彼の選挙区の支持者を固めにかかるのである。地域のチャリティやその他への「選挙区をナーシング (田の草取り) する」言わば

義務的寄附に加えて、軍資金をたっぷり持ったかなり多くの候補者が将来の (in spe) 彼らの選挙区に公園またはミュージアム (美術館等)、労働者クラブ設立の土地、運動競技グラウンド、水泳プール等を贈る。こうした戦術は、久しくとられて来たもので「選挙区に塩をまく “salting the constituency”」として知られているが、党協会によって準備されるコンサート、イブニング・パーティー、お茶の会、ピクニックなどで補われるのである。

最後に、腐敗が物的領域から明らかにより高尚な領域に移っている中で、候補者と党協会は、法の手がまったく届かない間、間接的・集合的腐敗のクライマックスである引きつけるための (ad captandum) 作戦で統一体になる。これは特殊利益のために、ある社会階級またはある専門職集団のために法律を制定するという申し出や約束からなる。こうした慣行<sup>プラクティス</sup>は、ただ前民主主義時代の個人的腐敗にとって代わるものだとしばしば指摘されて来た。事実、かかる慣行は大抵あてにならないので、少なからず腐敗している約束によって票が買われる取引システムのもう一つの例である。これらの約束を請け負うことで政党組織は、その発達に党組織が寄与して来た、変装した大がかりな腐敗におけるその役割に最後の仕上げをするのである。

## 付 表

表1 諸選挙改革によるイングランド及びウェールズの有権者数の変動 (括弧内は連合王国の数)

1831年	435,391		} 第1次改革
1833年	652,777	(809,376)	
1866年	1,056,659		} 第2次改革
1869年	1,995,086	(2,445,847)	
1883年	2,618,453		} 第3次改革
1886年	4,396,624	(5,674,964)	

出所：Chris Cook and Brendan Keith, *British Historical Facts 1830-1900*, Macmillan, 1975, pp. 116-117.

表2-1 1885年総選挙の諸結果<sup>1</sup>

(11~12月施行 投票率 81.2)

	得票数	得票率	候補者数	当選者数	無投票 当選者数
保守党	2,020,927	43.5	602	249	10
自由党	2,199,998	47.4	572	319	14
アイルランド党	310,608	6.9	94	86	19
その他	106,702	2.2	70	16	0
合計	4,638,235	100.0	1,338	670	43

1. 連合王国全体についての統計。以下も同じ。

表2-2 1886年総選挙の諸結果

(7月施行 投票率 74.2<sup>1</sup>)

	得票数	得票率	候補者数	当選者数	無投票 当選者数
保守党及び 自由党一党	1,520,886	51.4	563	393 <sup>2</sup>	118
自由党	1,353,581	45.0	449	191	40
アイルランド党	97,905	3.5	100	86	66
その他	1,791	0.1	3	0	0
合計	2,974,163	100.0	1,115	670	224

1. 無投票区の有権者総数1,973,193を有権者総数5,7008,030から減じた数値に基づく。

2. Liberal Unionists 77名を含む。

表2-3 1892年総選挙の諸結果

(7月施行 投票率 77.4)

	得票数	得票率	候補者数	当選者数	無投票 当選者数
保守党及び 自由党一党	2,159,150	47.0	606	314	40
自由党	2,088,019	45.1	532	271	13
アイルランド党	311,509	7.0	134	81	9
その他	39,641	0.9	31	4 <sup>1</sup>	1
合計	4,598,319	100.0	1,303	670	63

1. 無所属労働派のJ. W. Burns, J. K. Hardie, J. H. Wilson の3名を含む。

表2-4 1895年総選挙の諸結果

(7~8月施行 投票率 78.4)

	得票数	得票率	候補者数	当選者数	無投票 当選者数
保守党及び 自由党一党	1,894,772	49.1	588	411 <sup>1</sup>	132
自由党	1,765,266	45.7	447	177	11
独立労働党	44,325	1.0	28	0	0
アイルランド党	152,959	4.0	105	82	46
その他	8,966	0.2	12	0	0
合計	3,866,282	100.0	1,180	670	189

1. Liberal Unionists 71名を含む。

出所：British Electoral Facts 1885-1975, Compiled and edited by F. W. S. Craig, Macmillan, 1976, pp. 1-4, 75,98.

表3 歴代内閣と議会解散日 (1874-1902年)

政権党	首相	内閣成立及び辞任日	解散年月日
保守党	B. ディズレーリ	20 Feb. '74-21 Apr.'80	24 Mar. '80
自由党	W. E. グラッドストーン	23 Apr.'80 - 9 June'85	
保守党	ソールズベリ侯	23 June '85 - 28 Jan.'86	18 Nor. '85
自由党	W. E. グラッドストーン	1 Feb. '86 - 20 July'86	25 June'86
保守党	ソールズベリ侯	25 July '86 - 11 Aug. '92	28 June '92
自由党	W. E. グラッドストーン	15 Aug. '92 - 2 Mar. '94	
自由党	ローズベリ伯	5 Mar. '94 - 21 June '95	8 July '95
保守党	ソールズベリ侯	25 June '95 - 11 July '92	25 Sep. '00

出所：C. Cook and B. Keith, op. cit., pp. 30-44, 102-103.